

平成 26 年 6 月 11 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23330198

研究課題名(和文) 法廷における感情的情報の提示が裁判員の判断に与える影響

研究課題名(英文) Effects of emotional information in trials on lay-judges' decision

研究代表者

伊東 裕司 (ITO, Yuji)

慶應義塾大学・文学部・教授

研究者番号：70151545

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 14,300,000円、(間接経費) 4,290,000円

研究成果の概要(和文)：法廷においては、居合わせた人に強い感情を引き起こすようなやり取りが多くなされる。裁判員が判断を下す際に、感情の影響を受けてゆがんだ判断をしてしまうことがないか、それを防ぐような手だてはないかについて、模擬裁判員実験を行って検討した。その結果、模擬裁判員のある種の感情(怒り、同情など)が被告人の有罪無罪の判断と関係していることから、感情により裁判員の判断に影響を受ける可能性が指摘された。さらに、判断の仕方についての説明を加える、判断するまでに時間を置くなどにより、感情の影響を抑えられる可能性があることも示された。

研究成果の概要(英文)：In courtrooms, lay judges are exposed to a lot of inflammatory information. We examined if lay judges are influenced by their emotion and make biased decisions, and sought means to prevent such influences with mock lay-judge experiments. Results show that lay judges' emotions such as anger and sympathy correlates with guiltiness judgment. The possibility that lay judges' decisions are influenced by their emotions is shown. It is also shown that we could suppress the effects of emotion by the means like instruction on judicial procedures and/or principle of decision making in the courtroom and having the delay between the trials and decision.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：心理学・社会心理学

キーワード：裁判員 感情 バイアス 被害者の意見陳述 事実認定判断

1. 研究開始当初の背景

日本における裁判員制度は、2009年に始まり、5年が経過した。裁判員の判断に関する心理学的な研究は、近年増加してはいるものの、まだ十分な研究が行われているとはいええない状況である。一方、陪審制などの長い歴史を持つ諸外国においては、陪審員などの市民による法律的判断に関する心理学的な研究が数多くなされている。しかしながら、制度の違いや国民性の違いなどから、日本の裁判員制度やその運用をよりよいものにするために、欧米などの研究の成果をそのまま利用することには問題が存在する可能性が高い。したがって、裁判員の判断を巡るさまざまな心理学的研究が数多く行われる必要性は非常に高い。

法律の専門家ではなく、法律的な判断を行うための訓練を受けていない一般市民が裁判員として判断を行う場合、さまざまな問題が存在することが考えられる。欧米における陪審研究は、陪審員の感情が判断に影響を与える可能性を示している。日本の裁判員制度においては、裁判員は被告人の有罪無罪の判断を含む事実認定と、有罪となった場合の量刑判断の両方を行い、その際、両方の判断のための証拠をまとめて提示され、それぞれの判断を行う。そのため、本来量刑判断のために用いられ、感情的な情報が含まれがちな、被害者やその遺族などによる意見陳述が、事実認定判断の前に裁判員に提示され、それが裁判員の感情状態に影響を与え、事実認定判断を左右することが考えられる。われわれの研究室では、模擬裁判員実験を通してこの問題を検討しており、被害者遺族による感情的な意見陳述が、裁判員の怒りや悲しみなどの感情を高め、さらに有罪判断率を増加させることを示している。

裁判員の感情状態が裁判員の判断に影響を与えることの是非についてはさまざまな議論が考えられるが、少なくとも事実認定判断に感情、あるいは感情を喚起させる被害者や遺族の被害や心情が影響を与えることは望ましくない。したがって、実際に裁判員の感情状態が事実認定判断に影響を与えるかどうかを確認し、もしそうであればそのような影響を防ぐ手段を講じることが必要であろう。

2. 研究の目的

裁判では、被害者、あるいはその遺族による意見陳述をはじめ、裁判員の感情状態に影響を与えると考えられる多くの情報が提示される。本研究では、模擬裁判員実験を通して、被害者遺族の意見陳述によって引き起こされた模擬裁判員の感情状態が模擬裁判員の判断に影響を与えるか、与えたとしたらどのような感情が影響を与えるのか、また影響を避けるにはどのような手段があるのかについて検討する。具体的には、以下の3つの研究を行う。

(1) 被害者遺族による感情的な意見陳述が、模擬裁判員の感情状態、事実認定判断に影響を与えるかどうかについて検討する。また、その際に感情に関わる個人特性がどのように関係するのか、どのような感情が判断に影響を与えるのかについて検討する。

(2) 上記の問題の検討に加え、感情を制御する試みが、被害者遺族の意見陳述による模擬裁判員の感情、および事実認定判断に対する影響にどのような効果を持つのかを検討する。また、感情状態と判断の関係に関する因果関係のモデルの作成を試みる。

(3) 審理からの時間の経過、および時間経過後の自己の感情の振り返りが模擬裁判員の感情や事実認定判断、およびそれらの間の関係にどのように影響を与えるのかについて検討する。

3. 研究の方法

殺人事件を題材とした裁判シナリオを、音声およびスライド、あるいは裁判ビデオという形で実験参加者に提示し、被告人の有罪無罪の判断を求める模擬裁判員実験を行った。

(1) **実験参加者**：大学生を含まない一般の成人 93名(男 53名、女 40名、年齢 21歳-71歳、平均 41.6歳)が実験に参加した。

デザイン：被害者遺族による意見陳述(victim impact statement; 以下VIS)の提示の有無を被験者間要因とする1要因計画であった。

材料：参加者の感情に関する特性を測定するために、ネガティブな反芻傾向を尋ねる質問項目(14項目)、怒り感情の持続傾向を尋ねる質問項目(8項目)、特性怒りを尋ねる質問項目(10項目)を用意した。また、その時点でのネガティブ感情を測定する質問項目(JUNAS、30項目)を用いた。裁判シナリオは、殺人事件を題材としたものを用意した。被告人は犯行を否認しており、証拠は間接証拠のみで、被告人を有罪とするには証明力の弱いものばかりであった。VISとして、俳優により感情を込めて朗読された、被害者の姉による意見陳述を用意した。裁判員としての判断、被告人や被害者に対する感情などを尋ねる質問項目も用意した。

手続：実験参加者は、ネガティブな反芻傾向、怒りの持続、特性怒りの質問項目に回答し、次いでJUNASに回答した。続いて裁判シナリオが提示された。裁判シナリオ、VISの提示時間はそれぞれ20分、3分であった。再びJUNASに回答したのちに、有罪無罪の判断、確信度(1 = 絶対無罪、10 = 絶対有罪)、被告人が真犯人である可能性(0% - 100%)、検察の提示した証拠の証明力、被告人に対する怒り、被害者に対する同情(1 = 非常に弱い、10 = 非常に強い)に回答した。また、評議の結果有罪となった、という前提で量刑判断を

行った。

(2) **実験参加者**：大学生を含まない一般の成人 120 名(男 61 名、女 59 名、年齢 20 歳-64 歳、平均 37.4 歳)が実験に参加した。

デザイン：感情制御の操作(説示・説明・なし)と VIS(あり・なし)を要因とする 3×2 の計画で実験が行われた。実験参加者は 6 群のいずれかに男女比、年齢構成がほぼ均等になるように割り当てられた。

材料：(1)と同じ感情に関する質問項目、および(1)と同様の裁判員としての判断などを尋ねる質問項目を用いた。後者には、被告人に対する怒りと同情、被害者に対する同情と嫌悪、被害者の母親に対する同情と嫌悪の程度を尋ねる項目が加えられた。

(1)とは異なる、殺人事件についての裁判シナリオを用意した。シナリオは、実際の裁判では正当防衛が認められ無罪となった事件に基づいている。裁判シナリオは、VISを含め、俳優によって演じられた裁判ビデオという形をとった。ビデオの長さは、VIS なしバージョンで 32 分 30 秒、VIS あり条件で 37 分 13 秒であった。

手続：手続は、JUNAS の実施時期と回数、感情制御の操作を除き(1)と同じであった。感情制御の操作としては、説示条件の参加者は、裁判員としての判断を行う直前に、刑事裁判における判断の仕方についての説示を受けた。また、説明条件の参加者は、ビデオを視聴しての自らの考えを他者に説明するつもりで紙に書くよう求められた。これらの操作は、ネガティブな感情を抑制する効果を持つことを期待して導入された。

(3) **実験参加者**：大学生を含まない一般の成人 72 名(男 32 名、女 40 名、年齢 20 歳-69 歳、平均 35.7 歳)が実験に参加した。

デザイン：審理から裁判員としての判断を行うまでの遅延の有無と感情の振返りの有無を組み合わせた 3 水準 1 要因の計画で実験が行われた。

材料：JUNAS および裁判員としての判断などを尋ねる質問項目を用意した。後者には、判断材料としてなにをどの程度重視したかに関する項目(さまざまな証拠や前科情報、VIS など)や被告人、被害者に対する感情を尋ねる項目が含まれる。

裁判シナリオとしては、京都弁護士会により作成された裁判ビデオを用いた。検察が放火、殺人、殺人未遂、傷害を主張する事件で、被告人は犯行を否認している。(1)と同様、証拠はいずれも間接証拠で、被告人を有罪とするのに十分な証明力を持たないものであった。シナリオには、事件で父親を亡くした被害者による VIS が含まれていた。

手続：参加者は、いずれの条件においても、裁判ビデオを視聴し、裁判員としての判断などを尋ねる質問紙に回答し、最後に JUNAS に回答した。遅延・振返りなし条件の参加者は、

裁判ビデオの視聴後約 60 分間の遅延において、裁判員としての判断などを行った。遅延・振返りあり条件の参加者は、約 60 分間の遅延の後に、審理を振返り、そのとき感じた感情を思い返すよう求められた後に、裁判員としての判断などを行った。直後条件の参加者には、遅延、感情の振返りのいずれもが設けられなかった。

4. 研究成果

(1) **VIS の効果**：VIS の有無によって、模擬裁判員の感情状態や裁判員としての判断に差があるかどうかについて検討したところ、JUNAS の結果については、裁判シナリオに接する前のネガティブ感情が VIS なし群においてより強かった。これは、何ら実験操作を行っていない段階であるため、偶然によるものと考えられる。シナリオに接した後の JUNAS の得点には VIS の有無による効果は見られなかった。被害者に対する同情は VIS なし群において VIS あり群より有意に強いという説明困難な効果が見られた。これは前述の、実験室に入ってきた段階での参加者の感情状態における偶然の差に関連するものかもしれない。これら以外の感情に関する質問項目に対する回答には、VIS の効果は見られなかった。

因子分析：参加者の感情に関わる特性と裁判シナリオに接する前後の感情状態の間の関係性を明らかにするため、ネガティブな反芻傾向、怒りの持続傾向、特性怒り、および 2 回の JUNAS の下位得点(怒り、恐怖/不安、悲しみ、嫌悪)の 11 個の指標について因子分析を行ったところ、事前の JUNAS の 4 指標からなる因子、事後の JUNAS の 4 指標からなる因子、感情に関わる個人特性の 3 指標からなる因子の 3 因子の直行解が得られ、各因子の間には弱い相関が見られた。

相関分析：参加者の感情に関わる個人特性や感情状態が裁判員としての判断などどのように関わるのかを検討するため、上記の因子分析によって得られた 3 因子の因子得点と、被告人の有罪無罪、被告人に対する怒り、被害者に対する同情との間の相関関係の分析を行った。その結果、感情に関する個人特性は有罪無罪、被告人に対する怒り、被害者に対する同情のいずれとも有意な相関が見られなかった。事前の JUNAS 得点は、被害者に対する同情の強さとの間に弱い負の相関が認められた($r = -.25$, $p < .05$)以外は有意な相関が見られなかった。一方、事後の JUNAS 得点は、有罪無罪判断($r = .24$, $p < .05$)、有罪確信度($r = .29$, $p < .01$)との間に弱い相関が見られたほか、被告人に対する怒りとの間にも弱い正の相関($r = .45$, $p < .01$)が認められた。さらに、被告人に対する怒りと有罪無罪判断($r = .58$, $p < .01$)、有罪確信度($r = .62$, $p < .01$)の間に中程度の相関が認められた。

以上の結果から、以下の各点が示されたといえよう。VIS の有無は、今回の実験におい

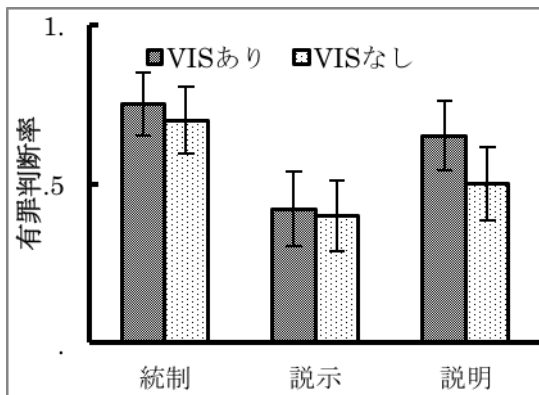


図1. 各条件における有罪判断率
(エラーバーは標準誤差を示す)

ては模擬裁判員の感情状態や事実認定判断に対して大きな影響を持たないこと。感情に関する個人特性（怒りを引きずりやすい、など）や裁判開始前の感情状態が、被告人や被害者に対する感情や裁判員の判断に大きく影響することはないこと。法廷で証拠などに接した後の感情状態、特に被告人という裁判の当事者に対する感情が、有罪無罪の判断（あるいは被告人の犯人性）についての事実認定判断に影響を与えること。

(2) **有罪無罪判断**：各条件における有罪判断率を図1に示す。カイ二乗検定を行った結果、感情制御の有意な効果がみられた ($\chi^2(2, N=119)=7.99, p<.05$)。ライオン法による下位検定を行ったところ、コントロール条件 (.73) と説示条件 (.41) の差が有意であった ($\chi^2(1, N=79)=7.98, p<.005$)。説明条件 (.58) と他の2条件の間には有意差はなかった ($p>.1$)。また、VIS 要因による効果は見られなかった ($\chi^2(1, N=119)=0.72, p>.10$)。個人に対する感情：被告人、被害者、被害者の母親に対する計6つの感情評定値について、VISの有無と感情制御操作を要因とする2×3の多変量分散分析を行った。その結果、VISの効果が有意であった ($F(6, 108)=5.34, p<.001$)。また、交互作用に有意傾向が見られた ($F(12, 216)=1.71, p<.10$)。感情制御の効果は有意ではなかった。個々の感情についてみると、有意なVISの効果は、被害者に対する嫌悪と被害者の母親に対する嫌悪に見られ ($ps<.05$)、被告人に対する怒りと被疑者の母親に対する同情に有意傾向が見られた ($ps<.10$)。VISは被告人に対する怒りと被害者の母親に対する嫌悪を強め、被害者に対する嫌悪と被害者母親に対する同情を弱めていた。

感情と有罪無罪判断との関連：参加者のネガティブ感情に関する特性、感情状態、有罪・無罪判断間の関連を調べるために、これらの指標間の相関係数を計算した。1%水準で有意な相関がみられた指標に注目すると、有罪

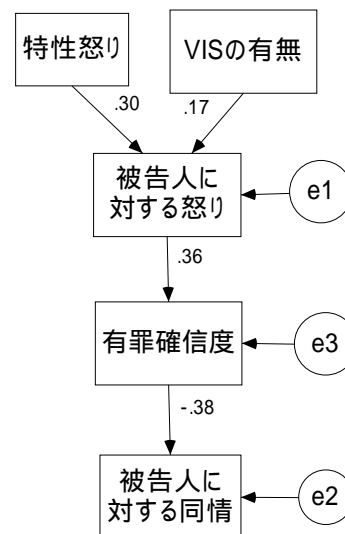


図2. VISの有無、被告人に対する感情、有罪確信度間の関係のモデル
(数値は標準化推定値)

の確信度との間に相関がみられるのは、被告人に対する怒りと同情のみであり、ビデオ視聴前や判断前の JUNAS 評定値との間にはほとんど相関がみられなかった。また、怒りの持続しやすさや特性怒りなど、怒りに関する個人の特性は、JUNAS や個人に対する怒りや嫌悪と関連を持つことが示された。

そこで、有罪確信度と1%水準で有意な相関を示した被告人に対する怒りと同情の評定値を取り上げ、また、個人に対する感情にVISの有無が有意に効果を持っていたことにも注目し、これらとの間に有意な相関がみられた怒りに対する個人特性、有罪確信度との因果関係のモデル化を、共分散構造分析を用いて、試みた。さまざまなモデル(逐次的モデル)を比較したところ、図2に示すモデルの適合度が最もよかった。適合度指標は、 $GFI=.978$ 、 $AGFI=.945$ 、 $CFI=.983$ 、 $RMSEA=.033$ であり、推定値もすべて5%水準で有意であった。VISの有無、被告人に対する怒り、被告人に対する同情、有罪確信度間のパスの引き方を変更した場合、図2のモデルより適合の良いモデルは得られなかった。

以上、(2)の研究の結果から、以下の点が示されたといえよう。VISは、本研究の事案では、主効果という形で表れるほど強い影響を持たないこと。一方、感情制御は有罪無罪判断にも有意な影響を及ぼすこと。(ただし、説示条件における効果は、説示の直接的な効果であり感情制御による効果ではないかもしれないため、さらなる検討が必要である。)特性怒りやVISの有無は、被告人に対する怒りの感情を介して有罪確信度や有罪無罪判断に影響を与えていること。

(3) **条件による差**：審議から判断までの遅延の有無、感情の振返りの有無が感情状態、

裁判員としての判断に与える影響について、3つの条件の効果を分析したところ、有意な効果は見られなかった。

相関分析：感情に関する質問項目と有罪無罪判断との関連を見るために項目間の相関係数を計算した。全条件を通しての相関を見ると、有罪無罪判断と1%水準で有意な相関を示す指標は、被告人に対する同情のみで($r=-.32$, $p<.01$)。その他JUNASの下位尺度の悲しみとの間に有意な相関が検出された($r=-.30$, $p<.05$)。(1)(2)の研究では、被告人に対する怒りと有罪無罪判断が正の相関を持っていたが、(3)の研究ではこの関係は有意ではなかった($r=.08$, $p>.1$)。

その他、この研究ではVISの有無は操作していないが、VISの情報を事実認定判断のよりどころとして重要視したかどうかを尋ねているが、この重要視の程度と被告人に対する怒り、被害者に対する同情の間に有意な関連が見られた(それぞれ $r=.39$, $r=.40$, $ps<.01$)。

次にこれらの関係を条件別に見る。被告人への同情と有罪無罪判断との関連は、遅延/振返りなし条件では有意ではなく($r=.03$)、遅延/振返りあり条件では $r=-.47$ と1%水準で有意となり、直後条件ではさらに強い関連が見られている($r=-.52$)。VISに対する重要視の程度と被告人に対する怒り、被害者に対する同情ともに、遅延/振返りなし条件(それぞれ $r=-.09$, $r=.08$)では有意な関連性は見られず、遅延/振返りあり条件($r=.45$, $r=.54$)、直後条件($r=.60$, $r=.52$)で関連性が認められた。

以上の結果から、以下の各点が示されているものと考えられる。まず、(1)(2)の研究と同様に、遅延の有無、審理時の感情状態の振返りの有無は、有罪無罪の判断にはつきりと影響するほど強いものではないこと。一方で、感情を経験してからの時間の経過が感情状態と有罪無罪判断との関連を弱めていること。しかしながら、審理を振返り、その時に経験した感情を呼び起こすことで、弱められた関連性が再び現れること。

以上、3つの研究では、有罪無罪判断などにVISの有無、審理から判断までの時間、審理時の感情状態の振返りなどの実験操作の影響は現れていなかった。しかしながら、このことはこれらの要因が効果を持たないことを意味するのではないであろう。これらの実験的操作が十分な強さを持っておらず、個人差やノイズに隠されている可能性も指摘されよう。研究(2)や研究(3)の分析はこの可能性を支持するものであると考えられる。相関係数を中心とする分析は、模擬裁判員の感情状態が判断を左右することが示されている。今後は、より強い操作を実験的に行うことを考えるとともに、共分散構造分析などの手法を適用する研究を、より多く積み重ねる必要があるであろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 1件)

松尾加代 情報処理の方法と刑事裁判の原則説明が裁判員の判断に及ぼす影響. 慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要、74、127-130、2012.(査読なし)

[学会発表](計 6件)

Matsuo, K. & Itoh, Y. Effects of systematic information processing on mock jurors' decisions. The 9th International Conference on Cognitive Science. 2013. 8. 28. Kuching, Malaysia.

Matsuo, K. & Itoh, Y. Effects of victim impact statements and sympathetic photographs on mock jurors' decisions. The 10th Biannual Meeting of Society for Applied Research in Memory and Cognition. 2013. 6. 29. Rotterdam, Netherlands.

松尾加代 模擬裁判員の認知欲求レベルによる事実認定判断と感情喚起の違い. 第2回日本情動学会大会. 2012.12.22. 東京慶應義塾大学.

伊東裕司 裁判員のネガティブ感情と事実認定判断(2). 日弁連刑事弁護センター第1回供述分析研究会(招待講演) 2012.8.28. 東京 弁護士会館.

松尾加代 裁判員のネガティブ感情と事実認定判断(1). 日弁連刑事弁護センター第1回供述分析研究会(招待講演) 2012.8.28. 東京 弁護士会館.

Matsuo, K. Influence of negative emotions on mock lay judges' verdict decisions. 2012 International Conference on Law and Society. 2012. 6.6. Honolulu, Hawaii.

[図書](計 0件)

[産業財産権]

出願状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：

番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

伊東 裕司 (ITOH, Yuji)
慶應義塾大学・文学部・教授
研究者番号： 7 0 1 5 1 5 4 5

(2) 研究分担者

仲 真紀子 (NAKA, Makiko)
北海道大学・文学研究科・教授
研究者番号： 0 0 1 7 2 2 5 5

巖島 行雄 (ITSUKUSHIMA, Yukio)
日本大学・文理学部・教授
研究者番号： 2 0 1 4 7 6 9 8

(3) 連携研究者

指宿 信 (IBUSUKI, Makoto)
成城大学・法学部・教授
研究者番号： 7 0 2 1 1 7 5 3